

社会福祉法人せき市民福祉会評議員及び役員、評議員選任解任委員の報酬及び費用弁償に
関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せき市民福祉会(以下「本法人」という。)の定款第9条の規定に基づく評議員報酬及び費用弁償の額、定款第24条第1項の規定に基づく役員の報酬及び費用弁償の額及び評議員選任解任委員運営細則第5条の規程に基づく評議員選任解任委員の報酬及び費用弁償額についてその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会への出席の費用弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、及び役員が理事会に出席したときは、別表1の報酬及び交通費を支払うことができる。

2 第1項にかかる交通費は別表「交通費等の実費算出方法」によるところとする。

(評議員選任解任委員会への出席の報酬及び費用弁償)

第4条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1の報酬及び交通費を支払うことができる。

2 第1項にかかる交通費は別表「交通費等の実費算出方法」によるところとする。

(理事長の報酬及び交通費並びに評議員及び理事の報酬及び交通費)

第5条理事長が法人業務及び本法人が実施する障害福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務に当たった場合は、別表2の報酬を支払うことができる。
ただし、年額360,000円を上限とする。

2 評議員が、評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は別表3の報酬と交通費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は別表3の交通費を支払うことができる。

4 各項にかかる交通費は別表「交通費等の実費算出方法」によるところとする。

(監事の報酬及び費用弁償)

第6条 監事が本法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表3の報酬及び交通費を支払うことができる。

2 第1項にかかる交通費は別表「交通費等の実費算出方法」によるところとする。

(報酬の支払い方法)

第7条 報酬は通貨で直接評議員及び役員、評議員選任解任委員に全額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員及び役員、評議員選任解任委員の同意を得た場合には、評議員及び役員、評議員選任解任委員が指定する金融機関の口座への振込により報酬を支給する。ただし、本法人が特に指定した場合は口座振り込みを行わず、前項の原則どおり、評議員及び役員、評議員選任解任委員へ直接通貨で支給する。

3 次の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。

(1) 源泉所得税

(2) その他必要と認められるもので評議員及び役員、評議員選任解任委員の同意が得られたもの

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、社会福祉法人せき市民福祉社会旅費規程に準じた日当及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員及び評議員選任解任委員については、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する場合は、評議員会の議決を得なければならない。

付則

この規程は平成29年 6月 4日から施行する。

この規程の施行をもって「社会福祉法人せき市民福祉会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程」(平成21年11月 1日施行)を廃止する

別表1 (1日あたり) ※源泉所得税控除後の額

支給対象者	報 酬
評 議 員	2, 0 0 0円
役 員	2, 0 0 0円
評議員選任解任委員	2, 0 0 0円

別表2（1日あたり）

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5, 0 0 0円

別表3（1日あたり）※源泉所得税控除後の額

支給対象者	報 酬
評 議 員	2, 0 0 0円
理 事	2, 0 0 0円
監 事	2, 0 0 0円
評議員選任解任委員	2, 0 0 0円

※交通費等の実費算出方法

車賃	走行距離1 k mあたり 3 0円
鉄道賃	旅客運賃及び急行料金
宿泊費	実費上限1 0, 0 0 0円